

電子行政における第3・第4水準漢字

JIS X 0213 for e-Government

安岡孝一

Koichi YASUOKA

京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センター
(〒606-8265 京都市左京区北白川東小倉町47)

Center for Informatics in East Asian Studies, Institute for Research in Humanities, Kyoto University
(47 Kitashirakawa-Higashi-Oguracho, Sakyo, Kyoto 606-8265 JAPAN)

本誌2014年8月号に掲載された榎並利博氏の「電子行政における使用漢字の問題」を読んだが、かなりの違和感が残った。氏が外字問題に憂慮している点は理解できなくもないのだが、いかんせん、前提と結論とが完全に乖離してしまっていて、議論として全く成立していない。忖度するに、JIS X 0213 第3・第4水準漢字の開発過程^{1, 2)}や、人名用漢字と第3水準漢字の関係^{3, 4)}、改定常用漢字表と第3水準漢字との関係⁵⁾など、これまでにおこなわれてきた行政と文字コードとの間の議論を、氏があっさり無視して氏独自の結論に飛びついているために、論旨が破綻してしまっている。

氏の論考中、論旨の破綻を最も端的に示しているのが、303ページの以下の節である。

わが国における「一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すもの」として、文部科学省文化庁から常用漢字表が公開されている。この字種は2,136字であり、表外漢字字体表を併せても、せいぜい3,000字である。すなわち、一般の社会生活においては約3,000字があれば十分であるとされている。

日本人の漢字使用能力からすると、現在日本語を扱うことができるすべてのコンピューターに搭載されているJIS第1

水準とJIS第2水準の範囲内だけで社会的には十分であり、それ以上漢字を増やしていくことは、漢字に対する誤用や誤認識を助長させるだけであり、社会的利益にはならないと考える。

「一般の社会生活においては約3,000字があれば十分」という氏の主張が、仮に正しいと仮定したとしても、その「3,000字」が第1・第2水準漢字に収まる保証はない。実際、内閣告示となった常用漢字表2,136字⁶⁾のうち、第1・第2水準漢字に入っているのは2,132字で、残りの4字(叱・填・剝・頰)は第3水準漢字である⁵⁾。ましてや、表外漢字字体表1,022+22字⁷⁾ともなれば、啞焰鷗擱麴噓俠頰軀俱繫妍齟攢叱繡蔣醬蟬搔瘦驛筆填顛鄧禱瀆吞囊剝潑發屏并麵萊屢臍蠟および沪の42字が第3水準漢字である。常用漢字表と表外漢字字体表の例だけをとっていても、氏の主張する「3,000字」が第1・第2水準漢字に収まっていないのは明らかだ。

また、社会生活に使う「3,000字」は、人それぞれで異なっている。たとえば、前橋市には櫛島町という地名がある⁸⁾ので、そこに住む人たちの「3,000字」には、当然「櫛」が含まれているだろう。あるいは、岡山市には櫛東町という地名がある⁸⁾ので、そこに住む人たちの「3,000字」には、当然「櫛」が含まれているだろう。たとえ、櫛や櫛が第1・

第2水準漢字から外れているからと言って、地元の人たちが使えない道理などない。そのように、人それぞれで「3,000字」が異なっているのだから、日本中の人々の「3,000字」を集めたならば、もちろん3,000字や6,000字に収まることなどなく、もっと大きな文字集合が必要となる。

そもそも櫛や穞は、本来は第2水準漢字に収録されるべきであったところ、1974年ないし1975年に起こった作業上のミスで、収録から漏れてしまった漢字なのだ。『国土行政区画総覧』の漢字は全て収録する、というのが、第1・第2水準漢字の設計方針であり⁹⁾、前橋市櫛島町も岡山市穞東町も、当時の『国土行政区画総覧』に載っていたからだ。第1・第2水準漢字の開発は、その大半が手書きの紙カードを使っておこなわれたので、ミスが発生してしまうのは仕方なかったのだろう。櫛は「榜」に、穞は「穞」に化けた形で第2水準漢字に収録され、櫛と穞そのものは第1・第2水準漢字に収録されずに、1978年にJIS C 6226 (現 JIS X 0208) として制定された。そのミスの責任は、あくまでJISの文字コード委員会にあるのであり、地元の人たちには何の責任もない。

しかも、櫛や穞が第1・第2水準漢字から漏れてしまっていることは、かなり早い段階から指摘されていた。氏の所属する富士通でも、1980年発表のJEF 拡張漢字^{10, 11)}において、櫛を54AFに、穞を5DBFに、それぞれ追加収録している。前橋市や岡山市の行政に必要な漢字なのだから、富士通としても当然の措置だろう。

富士通や日本印刷産業連合会などの指摘を受けて、JISの文字コード委員会は、新たな漢字コードの開発を進め¹²⁾、1990年にJIS X 0212 補助漢字を制定した¹³⁾。補助漢字は、櫛や穞を収録しており、その点で第1・第2水準漢字の作業ミスを埋めるものではあったが、一方で吐噶喇列島の「噶」を収録しわすれるなど、作業上の不徹底があった。

そこで、JISの文字コード委員会は、1995

年から約4年間をかけて、過去20年間の委員会活動を詳細に洗い出し、作業ミス等で漏れてしまった字を第3・第4水準漢字という形にまとめ¹⁴⁾、2000年にJIS X 0213を制定した。櫛や穞や噶は、第3水準漢字に収録し、JIS X 0213 附属書6に代表的な地名用例を示した。さらに、表外漢字字体表の答申⁷⁾に伴ってJIS X 0213 追補1を2004年に、常用漢字表の改定⁶⁾に伴ってJIS X 0213 追補2を2012年に策定した。また、2004年の人名用漢字(子の名づけに使える漢字)改正の際には、JISの文字コード委員会と、法制審議会の人名用漢字部会との間で連携^{3, 15)}をおこない、人名用漢字が第1・第2・第3水準漢字までに収まるようにした⁴⁾。その結果、現在の人名用漢字861字¹⁶⁾は、第3水準漢字が105字、第2水準漢字が190字、第1水準漢字が566字となっている。

ここまでの議論で述べたとおり、第1・第2水準漢字には、1978年の制定時点で収録漏れがあって、社会的には不十分なものであった。それを補完すべく、第3・第4水準漢字が開発され、JIS X 0213として制定された。行政用途においては、地名(特に転出先住所)は必須であり、第3・第4水準漢字が不可欠となっている。住民基本台帳ネットワーク統一文字が、JIS X 0213を基本文字集合として包含している¹⁷⁾のは、一つには、日本国内の住所をあまねく表現するためである。

氏が、第1・第2水準漢字の範囲内だけで社会的に十分、と主張する根拠は、私(安岡孝一)には全く理解できない。そのように主張したいなら、少なくとも、現時点で第3水準漢字に収録されている常用漢字4字や人名用漢字105字、さらには地名に用いられる第3・第4水準漢字について、今後どのように行政の現場で扱うつもりなのか、各文字ごとに具体的な方策を示すべきである。それすら示していない氏の論考は、論旨が破綻しており、氏が過去に発表した同様の論考^{18, 19, 20)}も含めて、全くの妄想だと断ずるしかない。

参考文献

- 1) 芝野耕司. JIS X 0213 (7ビット及び8ビットの2バイト情報交換用符号化拡張文字集合)の制定. 標準化ジャーナル. 2000, vol.30, no.3, p.3-7.
- 2) 佐藤敬幸. JIS X 0213 (7ビット及び8ビットの2バイト情報交換用符号化拡張文字集合)の改正について. 標準化ジャーナル. 2004, vol.34, no.4, p.8-12.
- 3) 人名用漢字の文字符号に関する規格検討会報告. 標準化ジャーナル. 2004, vol.34, no.11, p.10-11.
- 4) 自見武士, 赤間聡. 戸籍法施行規則等の一部を改正する省令(子の名に用いることのできる漢字の範囲の拡大)の解説. 戸籍. 2004, no.764, p.1-29.
- 5) 安岡孝一. 新常用漢字表が迫る Unicode 移行, 「シフト JIS」では対応不可能. 日経コンピュータ. 2009, no.745, p.89-93, no.746, p.146.
- 6) 平成22年内閣告示第2号. 常用漢字表. 官報. 2010, 号外第250号, p.7-88.
- 7) 表外漢字字体表. 国語審議会答申. 2000, 41p.
- 8) 安岡孝一, 安岡素子. ぼすたるガイド'97に見る辞書にない漢字. 情報処理学会研究報告. 1997, vol.97, no.108, pp.1-6.
- 9) 笹原宏之. 「JIS X 0208」における音義未詳字に対する原典による同定, 『標準コード漢字表(試案)』と『国土行政区画総覧』. 国語学研究と資料. 1996, 第20号, p.1-17.
- 10) 神田泰典, 西村幹夫, 菊池伸行. JEF 漢字コード体系. FUJITSU. 1980, vol.31, no.5, p.823-831.
- 11) FACOM JEF 文字コード索引辞書. 1980, 562p.
- 12) 田嶋一夫. JIS 漢字補助集合案の設定と今後の課題. 情報処理学会研究報告. 1989, vol.89, no.13, 報告番号12-1, p.1-6.
- 13) 内田富雄. JIS X 0212 (情報交換用漢文字符号一補助漢字)の制定. 標準化ジャーナル. 1990, vol.20, no.11, p.499-504.
- 14) 豊島正之. 文字の符号化—新 JIS 漢字第3・第4水準の開発から見た—. 京都大学大型計算機センター第64回研究セミナー報告. 2000, p.3-18.
- 15) 阿辻哲次. 現代日本の漢字規格. 大谷学報. 2006, vol.86, no.1, p.18-40.
- 16) 平成22年法務省令第40号. 戸籍法施行規則の一部を改正する省令. 官報. 2010, 号外第250号, p.2-5.
- 17) 安岡孝一. 住民基本台帳ネットワーク統一文字とその問題点. 情報管理. 2013, vol.55, no.11, p.826-832.
- 18) 榎並利博. 電子行政における外字問題の解決に向けて: 人間とコンピュータの関係から外字問題を考える. FRI 研究レポート. 2013, no.400, 44p.
- 19) Toshihiro Enami. Kanji Characters in Japan — Remaining Challenges. 15th International Conference, HCI International. 2013, p.20-29.
- 20) 榎並利博. 電子行政における文字コードと外字について. 行政&情報システム. 2013, vol.49, no.5, p.60-66.